

労務 ROAD

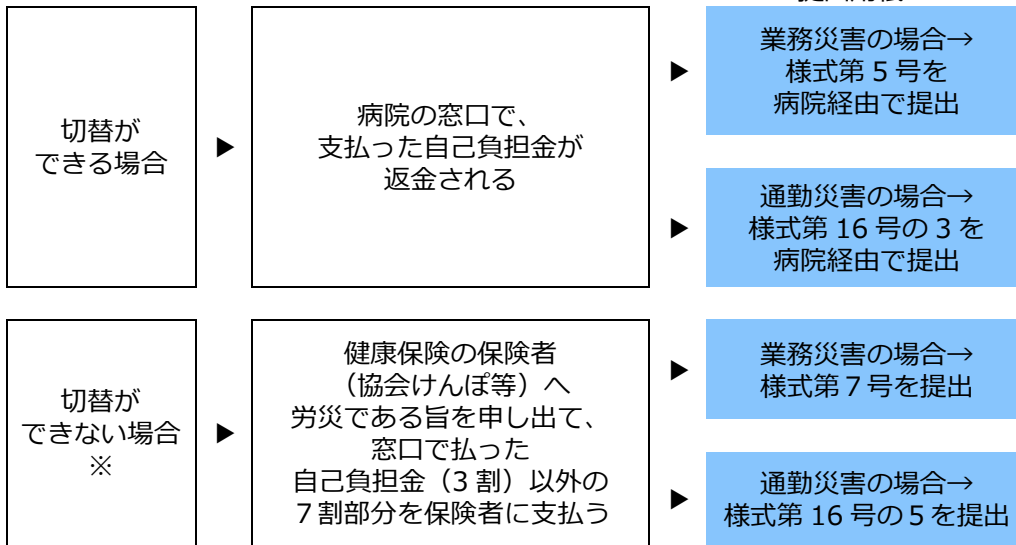
■ 労災なのに健康保険を使ってしまった場合は？

労災によるけがや病気で治療や検査を受ける際は、あらかじめ病院の窓口で労災であることを伝える必要がありますが、今回は、労災であることを伝え忘れ、健康保険証を使用してしまった場合の手続きをご案内いたします。

- まずは、受診した医療機関で、健康保険から労災保険への切替が可能かどうかを確認しましょう。

確認の結果…

労働基準監督署への
提出用紙



※切替ができなかった場合には、上記の用紙とあわせて、下記 3 点も必要となります。

- ・レセプトの写し
 - ・窓口で支払いをした一部負担金額の領収書 (原本)
 - ・返還額の支払いをした領収書 (協会けんぽ等から郵送されます。開封厳禁)
- また、処理されるまでに最低でも 2 ~ 3 ヶ月かかるため支給が少し遅くなります。

改めて、労災保険と健康保険の利用場面についてきちんと理解をしておきましょう。

■ 新入所員紹介 (黒岩)

初めまして。2019 年 5 月に入所した黒岩 健作(くろいわ けんさく) と申します。これまで、金融機関、広告代理店に勤務し、主に法人様へのコンサルティング業務を行っておりました。未経験での入所ではございますが、専門的な知識、スキルを身に付け、一日でも早くお客様から頼られる存在になれるよう、日々邁進いたします。どうぞよろしくお願い致します。

趣味はギターとサッカーです。ギターに関しては、学生の頃、友人とバンドを組んで、主に大阪、兵庫を中心にライブをしていました。また、サッカーに関してはほとんど「観る」専門でしたが、最近、運動不足、お腹が出てきたということもあり、週末は社会人サッカーに参加し、汗を流しています！



VOL.650
(1907—1)



河本社労士事務所

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
編集担当: 矢尾・君野・川端

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

今週のひとこと

(君野さん・矢尾の
ひとこと or
セミナー告知など)

SNS でもお役立ち情報
配信中です



【アカウント】
Facebook: 河本社労士事務所
Instagram: @ksj_koumoto
Twitter: @ksj_koumoto